

保安規程変更届出書

本原原発第03号  
令和2年4月1日

原子力規制委員会 殿  
経済産業大臣  
梶山 弘志 殿

名古屋市東区東新町1番地  
中部電力株式会社  
代表取締役社長 林 欣吾  
社長執行役員

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	令和2年4月1日

以上

## 変 更 内 容

- (1) 保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について、原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正を反映）に伴い、関連する記載を別添1「保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧対照表」の改正後欄のとおり変更する。
- (2) 保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について、分社化（令和2年4月1日）に伴い、関連する記載を別添1「保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧対照表」の改正後欄のとおり変更する。
- (3) 保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について、会社組織変更（令和2年4月1日）に伴い、関連する記載を別添1「保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧対照表」の改正後欄のとおり変更する。
- (4) 誤記修正及び記載の適正化を行う。

保安規程 [電氣事業用電氣工作物 (原子力発電工作物)] 新旧対照表

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p data-bbox="439 730 1012 779">保 安 規 程</p> <p data-bbox="477 863 973 890">[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]</p> <p data-bbox="572 1556 884 1583">2018年12月10日</p> <p data-bbox="516 1654 970 1682">中 部 電 力 株 式 会 社</p>	<p data-bbox="1665 730 2237 779">保 安 規 程</p> <p data-bbox="1703 863 2199 890">[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]</p> <p data-bbox="1798 1556 2110 1583">2020年 4月 1日</p> <p data-bbox="1742 1654 2196 1682">中 部 電 力 株 式 会 社</p>	<p data-bbox="2570 281 2629 308">表紙</p> <p data-bbox="2579 1583 2757 1610">・施行日の変更</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">規程 2009年1月1日制定 2018年12月10日改正（第25次改正）</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（目 的）</p> <p>第 1 条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項に基づき、電気事業の用に供する電気工作物のうち原子力発電工作物（以下当社の原子力発電工作物を「電気工作物」という。）の工事、維持および運用の保安（以下「保安」という。）に関する基本的事項を定めることにより、電気工作物の保安確保に万全を期することを目的とする。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第 2 条 この規程は、電気工作物の保安管理に適用する。</p> <p>② 電気工作物と当社以外の者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、これに関する特別の契約がある場合を除き、財産分界点と一致する。</p> <p>（保安規程の変更）</p> <p>第 3 条 この規程は、電気工作物の保安確保に適切かつ効果的に機能するよう、定期的に確認を行うとともに、次の各号のいずれかに該当した場合は、必要に応じ変更する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法令が改正されたとき</li> <li>2 別表第1に記載する組織図に変更があったとき</li> <li>3 その他、記載内容を変更する必要が生じたとき</li> </ol> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p>（保安組織）</p> <p>第 4 条 電気工作物の保安に関する組織および業務分掌は、別表第1に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">-1-</p>	<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">規程 2009年1月1日制定 2020年3月18日改正（第26次改正）</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（目 的）</p> <p>第 1 条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項に基づき、電気事業の用に供する電気工作物のうち原子力発電工作物（以下当社の原子力発電工作物を「電気工作物」という。）の工事、維持および運用の保安（以下「保安」という。）に関する基本的事項を定めることにより、電気工作物の保安確保に万全を期することを目的とする。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第 2 条 この規程は、電気工作物の保安管理に適用する。</p> <p>② 電気工作物と当社以外の者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、これに関する特別の契約がある場合を除き、財産分界点と一致する。</p> <p>（保安規程の変更）</p> <p>第 3 条 この規程は、電気工作物の保安確保に適切かつ効果的に機能するよう、定期的に確認を行うとともに、次の各号のいずれかに該当した場合は、必要に応じ変更する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法令が改正されたとき</li> <li>2 別表第1に記載する組織図に変更があったとき</li> <li>3 その他、記載内容を変更する必要が生じたとき</li> </ol> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p>（保安組織）</p> <p>第 4 条 電気工作物の保安に関する組織および業務分掌は、別表第1に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">-1-</p>	<p>本文 p.1</p> <p>・改正日の変更</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>3 主任技術者が行う保安上必要な指示に従うこと。</p> <p>4 事業場の一般職員の職務遂行に関して、指示を行うこと。</p> <p>⑥ 事業場の一般職員は、保安に関する法令およびこの規程を遵守することを基本とし、職務の遂行に際して、主任技術者が行う保安上必要な指示に従い、保安に関する法令等の適用に関する疑義等が生じた場合は、管理職の判断を求めるとして、各自の業務を遂行する。</p> <p>(主任技術者の選任)</p> <p>第 7 条 電気工作物の保安の監督にあたらせるため、法第 4 3 条に定めるところにより、次の各号に掲げる主任技術者を選任する。</p> <p>1 電気主任技術者</p> <p>2 ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>② 主任技術者には、十分な責任と権限を有してその職務を遂行できるよう、電気主任技術者にあつては第一種電気主任技術者免状、ボイラー・タービン主任技術者にあつては第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する専門職（専門部長、専門課長、専任部長、専任課長）から選任し配置する。</p> <p>(主任技術者補佐の指名)</p> <p>第 8 条 必要な場合は主任技術者補佐を指名し、主任技術者の職務遂行を補佐させることができる。</p> <p>(主任技術者の職務)</p> <p>第 9 条 主任技術者は、法令およびこの規程を遵守し電気工作物の保安の監督を誠実にを行うため、次の各号に定める職務を責任をもって遂行する。</p> <p>1 電気工作物の保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係者に対し指示、指導・助言する。</p> <p>2 電気工作物の保安上必要な場合には、関係者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 1 3 に定める溶接事業者検査および原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 1 6 に定める定期事業者検査（以下「法定事業者検査」という。）において、予め定めた区分に従って</p> <p style="text-align: center;">-3-</p>	<p>3 主任技術者が行う保安上必要な指示に従うこと。</p> <p>4 事業場の一般職員の職務遂行に関して、指示を行うこと。</p> <p>⑥ 事業場の一般職員は、保安に関する法令およびこの規程を遵守することを基本とし、職務の遂行に際して、主任技術者が行う保安上必要な指示に従い、保安に関する法令等の適用に関する疑義等が生じた場合は、管理職の判断を求めるとして、各自の業務を遂行する。</p> <p>(主任技術者の選任)</p> <p>第 7 条 電気工作物の保安の監督にあたらせるため、法第 4 3 条に定めるところにより、次の各号に掲げる主任技術者を選任する。</p> <p>1 電気主任技術者</p> <p>2 ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>② 主任技術者には、十分な責任と権限を有してその職務を遂行できるよう、電気主任技術者にあつては第一種電気主任技術者免状、ボイラー・タービン主任技術者にあつては第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する専門職（専門部長、専門課長、専任部長、専任課長）から選任し配置する。</p> <p>(主任技術者補佐の指名)</p> <p>第 8 条 必要な場合は主任技術者補佐を指名し、主任技術者の職務遂行を補佐させることができる。</p> <p>(主任技術者の職務)</p> <p>第 9 条 主任技術者は、法令およびこの規程を遵守し電気工作物の保安の監督を誠実にを行うため、次の各号に定める職務を責任をもって遂行する。</p> <p>1 電気工作物の保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係者に対し指示、指導・助言する。</p> <p>2 電気工作物の保安上必要な場合には、関係者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 1 1 に定める使用前事業者検査および原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 1 6 に定める定期事業者検査において、予め定めた区分に従って検査の指導および監督を行う。</p> <p style="text-align: center;">-3-</p>	<p>本文 p. 3</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映)</p> <p>・誤記修正</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対照表

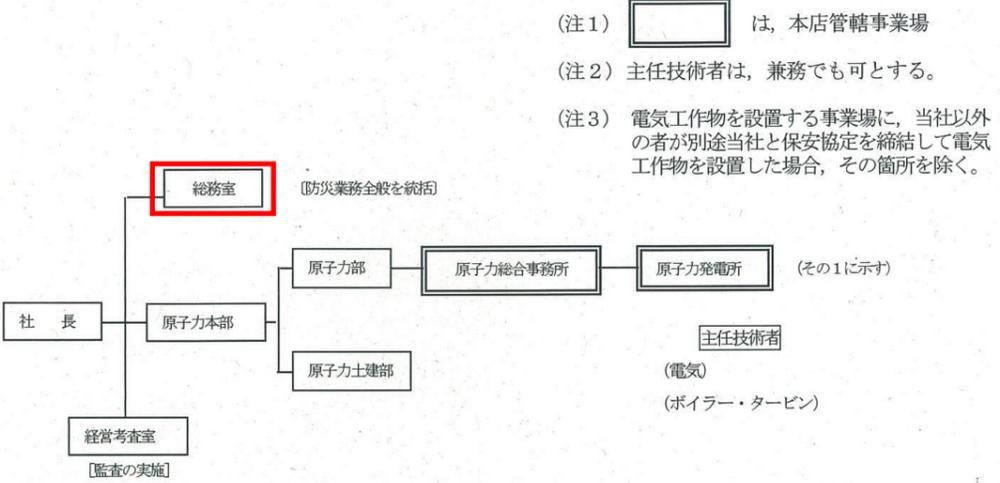
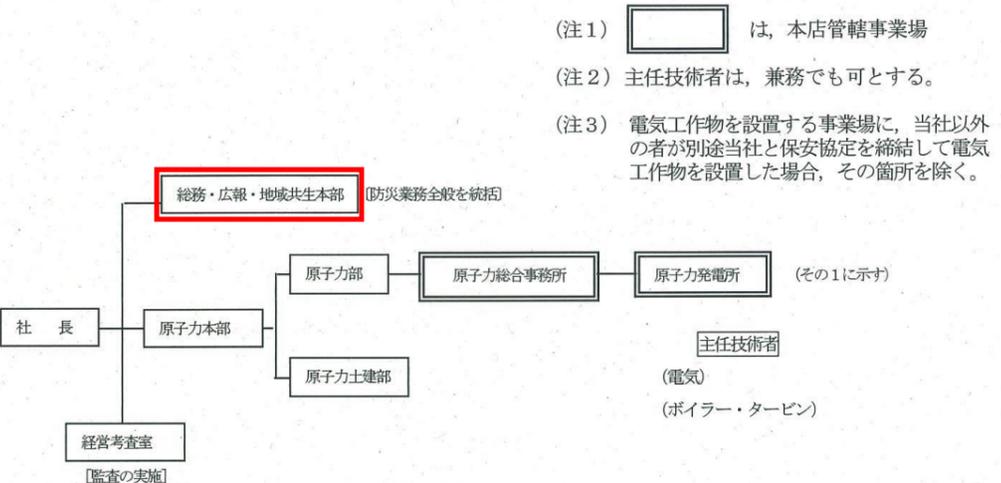
改正前	改正後	備考
<p>検査の指導および監督を行う。</p> <p>4 所管官庁が法令に基づき行う立入検査には、立会う。</p> <p>5 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査、<b>施設定期検査</b>には、予め定めた区分に基づき検査への立会または検査記録の確認を行う。</p> <p>6 自らが確認すべき記録を定め、その記録の内容が適正に記載され、適切に管理されていることを確認する。</p> <p>7 上記以外に必要な職務については、別に定めるものとする。</p> <p>(主任技術者不在時の措置)</p> <p>第10条 主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合等にその職務を代行する者をあらかじめ指名しておき、これにあたらせる。</p> <p>② 代行者は、主任技術者不在時には、指示された主任技術者の職務を誠実に遂行する。</p> <p>(主任技術者複数の場合の措置)</p> <p>第11条 同一発電所に複数の主任技術者を選任する場合、それぞれの業務分担はあらかじめ決めておく。</p> <p>(主任技術者の解任)</p> <p>第12条 主任技術者が、異動、退職等の事由によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、解任とする。</p> <p>1 法令およびこの規程に定めるところに違反し、保安の確保上不適当と認められるとき。</p> <p>2 長期にわたる出張、病気による欠勤等の事由により、その職務を行うのに不適当と認められるとき。</p> <p>(経営考査室の職務)</p> <p>第13条 経営考査室は、電気工作物の保安に関する業務の監査を行う。</p> <p style="text-align: center;">第3章 保安教育</p> <p>(教育内容と方法)</p> <p>第14条 電気工作物の工事、維持および運用に従事する者に対しては、次の各号に定める内容の教育を行い、保安の徹底を期する。</p> <p style="text-align: center;">-4-</p>	<p>4 所管官庁が法令に基づき行う立入検査には、立会う。</p> <p>5 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査には、予め定めた区分に基づき検査への立会または検査記録の確認を行う。</p> <p>6 自らが確認すべき記録を定め、その記録の内容が適正に記載され、適切に管理されていることを確認する。</p> <p>7 上記以外に必要な職務については、別に定めるものとする。</p> <p>(主任技術者不在時の措置)</p> <p>第10条 主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合等にその職務を代行する者をあらかじめ指名しておき、これにあたらせる。</p> <p>② 代行者は、主任技術者不在時には、指示された主任技術者の職務を誠実に遂行する。</p> <p>(主任技術者複数の場合の措置)</p> <p>第11条 同一発電所に複数の主任技術者を選任する場合、それぞれの業務分担はあらかじめ決めておく。</p> <p>(主任技術者の解任)</p> <p>第12条 主任技術者が、異動、退職等の事由によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、解任とする。</p> <p>1 法令およびこの規程に定めるところに違反し、保安の確保上不適当と認められるとき。</p> <p>2 長期にわたる出張、病気による欠勤等の事由により、その職務を行うのに不適当と認められるとき。</p> <p>(経営考査室の職務)</p> <p>第13条 経営考査室は、電気工作物の保安に関する業務の監査を行う。</p> <p style="text-align: center;">第3章 保安教育</p> <p>(教育内容と方法)</p> <p>第14条 電気工作物の工事、維持および運用に従事する者に対しては、次の各号に定める内容の教育を行い、保安の徹底を期する。</p> <p style="text-align: center;">-4-</p>	<p>本文 p. 4</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映)</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>(巡視, 点検および検査の結果に対する措置)</p> <p>第17条 前条の巡視, 点検および検査において, 技術基準に適合しない事項または電気工作物の健全な運転継続に支障となる事項等, 保安上改善を要する事項を発見した場合は, 直ちに必要な措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 電気工作物の運転, 操作</p> <p>(運転, 操作の基本)</p> <p>第18条 電気工作物の運転, 操作を行うにあたっては, <b>常時および異常時の供給確保に万全を期することはもとより,</b> 保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>1 電気工作物の運転, 操作にあたっては, 機器の性能および取扱方法を熟知し安全を確認するなど適切な方法, 手順により確実にを行う。</p> <p>2 <b>変電所等が, 相互に関連する</b>運転, 操作を行う必要がある場合は, 給電指令に基づいてこれを行う。ただし, 緊急やむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>(事故および異常時の措置)</p> <p>第19条 電気工作物に事故が発生した場合, または発生の恐れがあると認めた場合は, 直ちに関係箇所へその状況を報告するとともに, 適切な措置を講ずる。</p> <p>② 電気工作物に事故が発生した場合は, 次の各号により処置する。</p> <p>1 必要な措置を講じ, 事故の拡大を防止するとともに, 早期の復旧に努める。</p> <p>2 可及的速やかに原因の調査, 究明を行い再発防止に努める。</p> <p>(災害その他非常時の措置)</p> <p>第20条 台風, 洪水, 高潮, 地震, 津波, 豪雪, 大火および原子力災害等に対する電気工作物の保安の確保については, 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第39条, 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条, 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条および原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条の規定に基づいて, 別に定める防災業務計画による。</p> <p>② 武力攻撃事態等に対する電気工作物の保安の確保については, 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第36条および第182条に基づいて, 別に定める国民の保護に関する業務計画による。</p> <p style="text-align: center;">-6-</p>	<p>(巡視, 点検および検査の結果に対する措置)</p> <p>第17条 前条の巡視, 点検および検査において, 技術基準に適合しない事項または電気工作物の健全な運転継続に支障となる事項等, 保安上改善を要する事項を発見した場合は, 直ちに必要な措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 電気工作物の運転, 操作</p> <p>(運転, 操作の基本)</p> <p>第18条 電気工作物の運転, 操作を行うにあたっては, <b>保安確保上</b>次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>1 電気工作物の運転, 操作にあたっては, 機器の性能および取扱方法を熟知し安全を確認するなど適切な方法, 手順により確実にを行う。</p> <p>2 <b>発電所において, 他所に関連して</b>運転, 操作を行う必要がある場合は, 給電指令に基づいてこれを行う。ただし, 緊急やむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>(事故および異常時の措置)</p> <p>第19条 電気工作物に事故が発生した場合, または発生の恐れがあると認めた場合は, 直ちに関係箇所へその状況を報告するとともに, 適切な措置を講ずる。</p> <p>② 電気工作物に事故が発生した場合は, 次の各号により処置する。</p> <p>1 必要な措置を講じ, 事故の拡大を防止するとともに, 早期の復旧に努める。</p> <p>2 可及的速やかに原因の調査, 究明を行い再発防止に努める。</p> <p>(災害その他非常時の措置)</p> <p>第20条 台風, 洪水, 高潮, 地震, 津波, 豪雪, 大火および原子力災害等に対する電気工作物の保安の確保については, 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第39条, 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条, 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条および原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条の規定に基づいて, 別に定める防災業務計画による。</p> <p>② 武力攻撃事態等に対する電気工作物の保安の確保については, 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第36条および第182条に基づいて, 別に定める国民の保護に関する業務計画による。</p> <p style="text-align: center;">-6-</p>	<p>本文 p.6</p> <p>・分社化に伴う電力ネットワーク部門に関する項目の削除</p> <p>・記載の適正化</p>



保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>別表第1（第4条） 保安に関する組織および業務分掌</p> <p>(注1) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□</span> は、本店管轄事業場</p> <p>(注2) 主任技術者は、兼務でも可とする。</p> <p>(注3) 電気工作物を設置する事業場に、当社以外の者が別途当社と保安協定を締結して電気工作物を設置した場合、その箇所を除く。</p>  <pre> graph TD     President[社長] --- GeneralOffice[総務室]     President --- NuclearDept[原子力本部]     President --- Management[経営審査室]     Management --- ManagementSub[監査の実施]     NuclearDept --- NuclearDiv[原子力部]     NuclearDept --- NuclearConstruction[原子力土建部]     NuclearDiv --- NuclearOffice[原子力総合事務所]     NuclearOffice --- NuclearPlant[原子力発電所]     NuclearPlant --- ChiefTech[主任技術者]     ChiefTech --- ChiefTechSub["(電気) (ボイラー・タービン)"]     </pre>	<p>別表第1（第4条） 保安に関する組織および業務分掌</p> <p>(注1) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□</span> は、本店管轄事業場</p> <p>(注2) 主任技術者は、兼務でも可とする。</p> <p>(注3) 電気工作物を設置する事業場に、当社以外の者が別途当社と保安協定を締結して電気工作物を設置した場合、その箇所を除く。</p>  <pre> graph TD     President[社長] --- GeneralOffice[総務・広報・地域共生本部]     President --- NuclearDept[原子力本部]     President --- Management[経営審査室]     Management --- ManagementSub[監査の実施]     NuclearDept --- NuclearDiv[原子力部]     NuclearDept --- NuclearConstruction[原子力土建部]     NuclearDiv --- NuclearOffice[原子力総合事務所]     NuclearOffice --- NuclearPlant[原子力発電所]     NuclearPlant --- ChiefTech[主任技術者]     ChiefTech --- ChiefTechSub["(電気) (ボイラー・タービン)"]     </pre>	<p>本文 p.9</p> <p>・組織再編による変更</p>

保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>その1 原子力総合事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力総合事務所             <ul style="list-style-type: none"> <li>安全品質保証部                     <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証グループ [品質保証に関する業務の総括 審査に関する事項の取扱 情報共有の推進および不適合管理に関する業務の総括]</li> <li>原子力安全グループ [発電所の安全管理に関する業務の総括]</li> <li>検査管理課 [検査の総括、保安管理業務の総括]</li> </ul> </li> <li>危機管理部                     <ul style="list-style-type: none"> <li>総括管理課 [発電所運営管理に関する業務の総括、 監査役監査に関する事項の取扱]</li> <li>防災課 [防災業務の総括]</li> <li>核物質防護課 [管理区域への立入許可]</li> </ul> </li> <li>発電部                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(発電指令課長) [発電設備の運転・廃棄物処理業務]</li> <li>運転管理課 [発電業務総括、発電技術管理、発電設備・放射性 液体廃棄物処理設備の運営および運転支援]</li> <li>定検保安課 [プラント停止時作業における発電設備の保安措 置業務およびプラントの定期点検等における工 程管理の総括]</li> </ul> </li> <li>プラント運営部                     <ul style="list-style-type: none"> <li>プラント管理課 [プラント技術管理、化学水質管理、環境管理、 放出管理]</li> <li>原子燃料課 [燃料・使用済燃料管理、炉心管理]</li> <li>放射線管理課 [放射線管理の総括]</li> <li>システム管理グループ [システムの運用・保守]</li> </ul> </li> <li>保守部                     <ul style="list-style-type: none"> <li>保守管理課 [保守業務総括(設備保全課の業務を除く)および 発電設備(放射性雑固体廃棄物処理設備を除く。) の保守・改良工事の計画・設計]</li> <li>設備保全課 [保全活動に関する業務の総括および状態基準保全 に基づく状態監視<sup>①</sup>、 廃棄物処理設備の管理・点検工事の計画・設計・ 実施および保守・改良工事の設計・実施]</li> <li>改良工事グループ [大型改良工事に関する計画・設計および実施]</li> <li>原子炉課 [原子炉関係設備の管理・点検工事の計画・設計・ 実施および保守・改良工事の設計・実施]</li> <li>タービン課 [タービン<sup>①</sup>関係設備の管理・点検工事の計画・設 計・実施および保守・改良工事の設計・実施]</li> <li>電気課 [電気関係設備(廃棄物処理設備を除く。)<sup>②</sup>の管理・ 点検工事の計画・設計・実施および保守・改良工 事の設計・実施]</li> <li>計測課 [計測関係設備(廃棄物処理設備を除く。)の管 理・点検工事の計画・設計・実施および保守・ 改良工事の設計・実施]</li> </ul> </li> <li>土木建築部                     <ul style="list-style-type: none"> <li>土木課 [土木設備の保守・点検、土木設備工事の設計・ 実施]</li> <li>建築課 [建築設備の保守・点検、建築設備工事の設計・実 施]</li> </ul> </li> <li>廃止措置部                     <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物管理課 [放射性雑固体廃棄物の処理・管理および放射性廃 棄物処理設備の運転・点検・保守・改良工事の計 画・設計および実施]</li> </ul> </li> <li>原子力研修センター [実務研修の総括 研修計画・実施]</li> </ul> </li> </ul> <p>(電気) (ボイラー ・タービン)</p>	<p>その1 原子力総合事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力総合事務所             <ul style="list-style-type: none"> <li>安全品質保証部                     <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証グループ [品質保証に関する業務の総括 審査に関する事項の取扱 情報共有の推進および不適合管理に関する業務の 総括]</li> <li>原子力安全グループ [発電所の安全管理に関する業務の総括]</li> <li>検査管理課 [検査の総括、保安管理業務の総括]</li> </ul> </li> <li>危機管理部                     <ul style="list-style-type: none"> <li>総括管理課 [発電所運営管理に関する業務の総括、 監査役監査に関する事項の取扱]</li> <li>防災課 [防災業務の総括]</li> <li>核物質防護課 [管理区域への立入許可]</li> </ul> </li> <li>発電部                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(発電指令課長) [発電設備の運転・廃棄物処理業務]</li> <li>運転管理課 [発電業務総括、発電技術管理、発電設備・放射性 液体廃棄物処理設備の運営および運転支援]</li> <li>定検保安課 [プラント停止時作業における発電設備の保安措 置業務およびプラントの定期点検等における工 程管理の総括]</li> </ul> </li> <li>プラント運営部                     <ul style="list-style-type: none"> <li>プラント管理課 [プラント技術管理、化学水質管理、環境管理、 放出管理]</li> <li>原子燃料課 [燃料・使用済燃料管理、炉心管理]</li> <li>放射線管理課 [放射線管理の総括]</li> <li>システム管理グループ [システムの運用・保守]</li> </ul> </li> <li>保守部                     <ul style="list-style-type: none"> <li>保守管理課 [保守業務総括(設備保全課の業務を除く)および 発電設備(放射性雑固体廃棄物処理設備を除く。) の保守・改良工事の計画・設計]</li> <li>設備保全課 [保全活動に関する業務の総括および状態基準保全 に基づく状態監視<sup>①</sup>、 廃棄物処理設備(放射性雑固体廃棄物処理設備を 除く。)<sup>②</sup>の管理・点検工事の計画・設計・実施および 保守・改良工事の設計・実施]</li> <li>改良工事グループ [大型改良工事に関する計画・設計および実施]</li> <li>原子炉課 [原子炉関係設備の管理・点検工事の計画・設計・ 実施および保守・改良工事の設計・実施]</li> <li>タービン課 [タービン<sup>①</sup>および補助ボイラ<sup>②</sup>関係設備の管理・点 検工事の計画・設計・実施および保守・改良工 事の設計・実施]</li> <li>電気課 [電気関係設備(廃棄物処理設備を除く。)、<sup>②</sup>通信設 備および共通関係設備(補助ボイラ除く。)<sup>②</sup>の管 理・点検工事の計画・設計・実施および保守・改 良工事の設計・実施]</li> <li>計測課 [計測関係設備(廃棄物処理設備を除く。)の管 理・点検工事の計画・設計・実施および保守・ 改良工事の設計・実施]</li> </ul> </li> <li>土木建築部                     <ul style="list-style-type: none"> <li>土木課 [土木設備の保守・点検、土木設備工事の設計・ 実施]</li> <li>建築課 [建築設備の保守・点検、建築設備工事の設計・実 施]</li> </ul> </li> <li>廃止措置部                     <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物管理課 [放射性雑固体廃棄物の処理・管理および放射性廃 棄物処理設備の運転・点検・保守・改良工事の計 画・設計および実施]</li> </ul> </li> <li>原子力研修センター [実務研修の総括 研修計画・実施]</li> </ul> </li> </ul> <p>(電気) (ボイラー ・タービン)</p>	<p>本文 p. 10</p> <p>①記載の適正化</p> <p>②分社化に伴う業務分 掌の変更</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対照表

改正前	改正後	備考																
<p>別表第2 関係規程類等</p> <table border="1" data-bbox="270 495 1104 976"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>関係規程類等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保安活動, 法令遵守関係</td> <td>組織管理規程 コンプライアンス推進会議規程 電力設備保安推進会議 運営要領</td> </tr> <tr> <td>運転, 操作, 保守, 工事関係 および内部監査</td> <td>原子力品質保証規程</td> </tr> <tr> <td>非常災害関係</td> <td>防災業務計画 浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 国民の保護に関する業務計画 非常災害対策規程 原子力災害対策規程</td> </tr> </tbody> </table>	分類	関係規程類等	保安活動, 法令遵守関係	組織管理規程 コンプライアンス推進会議規程 電力設備保安推進会議 運営要領	運転, 操作, 保守, 工事関係 および内部監査	原子力品質保証規程	非常災害関係	防災業務計画 浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 国民の保護に関する業務計画 非常災害対策規程 原子力災害対策規程	<p>別表第2 関係規程類等</p> <table border="1" data-bbox="1492 495 2326 976"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>関係規程類等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保安活動, 法令遵守関係</td> <td>組織管理規程 コンプライアンス推進会議規程 設備保安推進会議 運営要領</td> </tr> <tr> <td>運転, 操作, 保守, 工事関係 および内部監査</td> <td>原子力品質保証規程</td> </tr> <tr> <td>非常災害関係</td> <td>防災業務計画 浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 国民の保護に関する業務計画 非常災害対策規程 原子力災害対策規程</td> </tr> </tbody> </table>	分類	関係規程類等	保安活動, 法令遵守関係	組織管理規程 コンプライアンス推進会議規程 設備保安推進会議 運営要領	運転, 操作, 保守, 工事関係 および内部監査	原子力品質保証規程	非常災害関係	防災業務計画 浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 国民の保護に関する業務計画 非常災害対策規程 原子力災害対策規程	<p>本文 p. 11</p> <p>・分社化に伴う規程名称の変更</p>
分類	関係規程類等																	
保安活動, 法令遵守関係	組織管理規程 コンプライアンス推進会議規程 電力設備保安推進会議 運営要領																	
運転, 操作, 保守, 工事関係 および内部監査	原子力品質保証規程																	
非常災害関係	防災業務計画 浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 国民の保護に関する業務計画 非常災害対策規程 原子力災害対策規程																	
分類	関係規程類等																	
保安活動, 法令遵守関係	組織管理規程 コンプライアンス推進会議規程 設備保安推進会議 運営要領																	
運転, 操作, 保守, 工事関係 および内部監査	原子力品質保証規程																	
非常災害関係	防災業務計画 浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 国民の保護に関する業務計画 非常災害対策規程 原子力災害対策規程																	

## 添付資料

添付資料 1 : 変更理由

## 変更理由

- (1) 保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について、原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正を反映）に伴い、関連する記載を見直したことによる。
- (2) 保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について、分社化（令和2年4月1日）に伴い、関連する記載を見直したことによる。
- (3) 保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について、会社組織変更（令和2年4月1日）に伴い、関連する記載を見直したことによる。
- (4) 誤記修正及び記載の適正化